# 指定管理者制度運用ガイドライン

令和6年3月

木 更 津 市

# 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 公の施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 「公の施設」の必要性の検討・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 指定管理者制度の導入について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 指定管理者が行う利用許可等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 指定取消し及び管理業務の停止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
<ol> <li>指定管理者制度の運用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ol>	• • • • /
(1) 指定期間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •
(2) 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 情報公開の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) リスク管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
① リスク分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
② 施設賠償責任保険への加入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③ 施設の定期点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
④ 災害等発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • •
3 指定管理者の募集及び選定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 募集手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • •
① 公募・非公募の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 公募の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
① 公募の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
② 募集期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
③ 公募に関する情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 募集要項等の記載項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
① 施設の概要等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

	2	指定管理者が行う業務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	3	指定期間及び指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	4	応募に関する資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(5)	提出を求める応募書類について・・・・・・・・・1	0
	6	修繕費等の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1
	7	雇用保険等の加入状況の確認・・・・・・・・・・・・・1	2
	8	市内雇用促進等への協力・・・・・・・・・・・・・・1	2
	9	指定管理者候補者選定委員会の委員等との接触禁止・・・・・・・1	2
4	指	定管理者候補者選定の手続等・・・・・・・・・・ 1	2
(]	L) ‡	指定管理者候補者選定委員会及び指定管理者制度検討委員会の設置・・・・1	2
	1	指定管理者候補者選定委員会・・・・・・・・・・・・・・1	3
	2	指定管理者制度検討委員会・・・・・・・・・・・・・・1	3
(2	2) ‡	指定管理者候補者選定時の選定基準等・・・・・・・・・・・ 1	3
	1	評価項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
	2	指定管理料に関する価格点・・・・・・・・・・・・・・・1	4
	3	民間からのアイデア提案等に関する評価項目の設定・・・・・・・1	4
	4	安全確保及び災害発生時の取組等への評価項目の設定・・・・・・1	5
	(5)	市内事業者等の参入機会増大のための加点・・・・・・・・・1	5
	6	応募団体が1団体のみの場合の取扱い・・・・・・・・1	6
	7	指定管理者の法人格等変更時の取扱い・・・・・・・・・・1	6
	8	公の施設の大規模な増改築等の取扱い・・・・・・・・・1	6
(3	3) 方	<b>拖設所管課等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 1	6
5	協	定の締結について・・・・・・・ 1	7
(]	L) †	a定に盛り込む事項・・・・・・・・・・・・・・・・1	7
(2	2) ‡	肯定管理料の支払いについて・・・・・・・・・・・・ 1	7
(3	3) >	· ビ熱水費の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	8
(4	1) 🔻	可用料金制の導入・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	8

(5) 指定管理者の指定の取消等・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	1 8
(6) モニタリング及び評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	1 9
① 指定管理者による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	1 9
② 施設所管課等による評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•	1 9
③ 利用者等による評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	2 0
④ 第三者による評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			•	2 0
(7) 印紙税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		2 0
6 PFI事業との関係について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				2 0
(1) PFI事業と指定管理者制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•		2 0
・別添 リスク分担の標準例				
・資料 1 指定管理者制度導入に関する流れ				
· 資料 2 指定管理者候補者選定評価表(標準型)				
· 資料 3 指定管理者候補者選定評価表(簡易型)				
・木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例				
・木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則				
・木更津市指定管理者制度検討委員会設置要綱				

## はじめに

平成 15 年 6 月の地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)の改正により指定管理者制度が導入され、それまで公共的団体等に限られていた「公の施設」の管理運営に関して、企業やNPO法人等を含む団体(以下「民間事業者」という。)に委ねることが可能となりました。

法第 244 条の 2 第 3 項では、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき」は、指定管理者に管理運営を行わせることができると規定しており、これまで本市においても、既に 16 案件・29 施設に指定管理者制度を導入し、民間の経営ノウハウ等が生かされたことによる管理経費の縮減や、自主事業などによるサービスの向上が一定程度図られているところです。

制度運用が開始されてから 10 年以上が経過するところですが、地方自治体を取り巻く環境は、これまで経験のない人口減少期に多くの自治体が既に直面しており、本市においても例外とはいえず、近い将来人口が減少に転じ、行政活動の環境は一段と厳しさを増すと考えられます。

このような中、公共建築物の維持管理に関しても、高度経済成長期に建設された施設が多いこともあり、今後 15 年程度の間にほとんどの施設は建替えが必要となることから、平成 28 年 5 月に策定した「公共施設等総合管理計画」等を基に、持続可能な行財政運営を推進するためにも、既存公共建築物総量の大幅な縮減も必要となります。

そこで本市では、将来にわたって持続可能なまちであることを目指し、地域の強みを生かし魅力を高めていくことが必要であると、平成28年12月に「木更津市 人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」(通称「オーガニックなまちづくり条例」)を、平成29年3月に「オーガニックなまちづくりアクションプラン」を策定し、市内外の多様な主体との連携を推進しています。

今後の指定管理者制度の運用に際しては、単なる施設管理業務のアウトソーシングの 延長として捉えるのではなく、多様な主体それぞれの強みや異なる価値観を基にした適 切な役割を分担することにより、付加価値の高い「協働」を目指し取り組むことが必要 です。

なお、このガイドラインは、法及び木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年木更津市条例第17号。以下「指定手続条例」という。)等を基に、公の施設に対する制度導入・制度運用に対する原則を定めるものです。したがって、各施設の特性や特殊要因により、本ガイドラインとは異なる取り扱いを行う場合も考えられますが、その場合は施設所管課等から、施設利用者等に対して説明責任を果たす必要があります。

# 1 公の施設

# (1) 「公の施設」の必要性の検討

本市では、持続可能な行財政運営を確保するため、公共施設の最適化に取り組んでいるところであり、「公の施設」も例外ではありません。

指定管理者制度の導入や再度の指定を行う場合は、「公共施設等総合管理計画」等 を踏まえ、以下の視点を基に施設設置の必要性や意義が十分に認められるかについて、 再検討することが必要です。

- ・ 社会経済情勢が変化する中、初期の設置目的は現在も妥当といえるか、またサ ービス需要と乖離してはいないか。
- ・ 民間事業者による同種のサービス提供があるなど、行政として施設設置を継続 する必要性があるか。

# (2) 指定管理者制度の導入について

指定管理者制度は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)により、変化の著しい社会情勢の中、多様化する住民ニーズに対応するために民間の能力を活用しつつ、住民サービスの提供のあり方を再検討し、地域の振興及び活性化を図る目的で創設されたものであることから、持続可能なまちづくりを推進する本市においては、原則としてすべての公の施設について制度導入の検討を行うこととします。

管理運営を委ねる公の施設は、広い意味において住民の福祉増進を目的とした施設ではありますが、個々の施設のサービス内容は異なります。そのため、単に経費の縮減に留まらない住民サービスの向上に結びつくような制度導入を目指す上では、これまでのように行政側が示す仕様の履行を単に求めるのみではなく、行政と民間事業者が双方向のコミュニケーションをとりながら、民間事業者の創意工夫を最大限引き出すような取組みが非常に重要です。

そこで、制度導入のあり方などを調査・検討する内部組織である「指定管理者制度 検討委員会」を活用し、多角的な観点から検討を行うとともに、効果的・統一的な制 度運用を目指し取り組むこととします。

なお、制度導入に関する一連の流れ(導入検討から募集、選定、協定締結等)については、資料 1 を参考にしてください。

# (3) 指定管理者が行う使用許可等

指定管理者制度においては、これまで市が行っていた公の施設を利用するにあたっての使用許可まで、市が指定する者に行わせることができることとされました。

指定を受けた指定管理者が行う使用許可等は、あくまでも「本市の機関」として権限を行使するものであることから、木更津市行政手続条例(平成9年木更津市条例第

2号(以下「行政手続条例」という。))や、行政不服審査法、行政事件訴訟法等が適用されます。そのため、許可基準を受付窓口等に備え付け、不許可とする場合にはその理由を示す必要があることなどを協定で規定するとともに、利用に関する手続において疑義が生じた場合には、施設所管課等と協議の上決定する旨を協定に明記してください。

また、利用料金制を採用していない施設の施設使用料徴収の取り扱いについては、 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「法施行令」という。)第 158 条及 び木更津市財務規則(昭和 62 年木更津市規則第 1 号。以下「財務規則」という。)第 54 条に基づき、会計年度ごとに指定管理者と徴収事務委託に係る契約書を取り交わ すとともに、徴収事務を委託した旨を告示し、市の広報等により公表することが必要 です。インボイス制度に対応する必要がある施設は、指定管理者も適格請求書(イン ボイス)発行事業者の登録がされている必要がある旨、募集要項・仕様書に明記して ください。

なお、法令により市長のみが行うこととされている使用料の強制徴収(法第231条の3)、行政財産の貸付・行政財産の目的外使用許可(法第238条の4)、不服申立てに対する決定(法第244条の4)については、指定管理者に委ねることは認められていないことに留意してください。(平成15年7月17日総行行第87号の総務省通知)例えば、指定管理者に管理運営を任せている施設においての屋外広告物や飲料水等の自動販売機の設置等は、「行政財産の目的外使用許可」として市が行政処分を行うこととなります。

# (4) 指定取消及び管理業務の停止等

「指定管理者が市長等の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。」(法第 244 条の 2 第 11 項)とされています。

そこで、協定において当該条項の内容を確認的に規定し、次の指定取消等の事由を 例示列挙してください。

- ・ 管理運営する施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- ・ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに 応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ・ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- ・ 当該施設の指定管理者募集要項に定める資格要件を失ったとき
- ・ 申込時に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

- ・ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は 著しく困難になったと判断されるとき
- ・ 指定管理者の指定管理業務以外における法令違反等により、管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当と判断されるとき
- · 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないとき
- ・ 不可抗力(暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象をいう)により管理業務の継続が著しく困難になったと判断されるとき
- ・ 指定管理者から、指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書 面による申し出があったとき
- · 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- ・ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める とき

指定取消等の処分の実施にあたっては、取消し等の事由に該当し得る事象の重大性、原因、処分実施後の利用者への影響や管理運営方法などを総合的に検討し、処分内容及び実施時期を決定することが重要であるとともに、行政手続条例に基づく聴聞や処分の理由提示等の対応が必要であることに留意してください。

# 2 指定管理者制度の運用について

- (1) 指定期間の設定(指定手続条例第2条第1項第4号) 指定期間の設定は、次の理由により3年~5年を基準とします。
  - ・ 指定管理者が施設運営に関して習熟するまでには、一定程度の期間を要するため
  - ・ あまりに長期な指定期間とした場合には、市場原理による競争が働かなくなる 可能性が強く、また短期間とした場合では、人材確保が困難になることや指定 管理者によるPDCAを活用した改善が期待できないことが想定されるため

ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律 117 号。以下「PFI (Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)法」という。)に基づく整備運営方式等を採用した場合に

は、当該方式の事業期間を指定期間とし、また、公共施設再配置計画等に基づく再整備の予定がある場合は、その予定に合わせ2年以下とすることなどもあり得ます。

PFI法に基づく整備運営では、10年以上の指定期間となることが想定されますが、原則として5年目を目途に、協定等に基づく運営状況の評価を指定管理者候補者選定委員会において実施するとともに、評価内容を踏まえた必要な協定内容の見直しを市と指定管理者が協議の上、実施することとします。

# (2) 個人情報の保護(指定手続条例第13条)

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が平成27年9月に改正され、指定管理者に指定された団体の多くは「個人情報取扱事業者」として、同法の定める義務規定を遵守しなければなりません。

また、指定管理業務の実施に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)の関係規定が適用されることから、協定において個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない旨を規定するとともに、附款として別に定める「個人情報取扱特記事項」を添付することとします。

## (3) 情報公開の推進(指定手続条例第14条)

指定管理者による施設運営に関しては高い透明性が求められることから、指定管理者は、市が木更津市情報公開条例(平成 12 年木更津市条例第 4 号)に基づき行う情報の公開に留意しつつ、広報刊行物の発行、管理施設の運営状況や決算状況等の各種資料の提供その他指定管理業務に関する情報を広く市民に提供する施策を積極的に推進するよう努めることが必要です。

そのため、協定において情報公開の推進に関する項目を設け、情報公開の申出等に 関して適切に対応しなければならない旨を、規定することとします。

## (4) リスク管理

市と指定管理者間においてリスク管理を有効に行うためには、「最も適切にリスクをコントロールできる者がそのリスクを負う」という基本原則を踏まえ、適切に分担して行うことが必要です。

具体的には、リスクの顕在化をより小さな費用で防ぎ得る対応能力や、リスクが顕在化するおそれが高い場合に、追加的損害を極力小さくし得る対応能力をどちらが有しているのかについて検討するとともに、その帰責事由の有無なども考慮した上でリスク分担を行うことが必要です。

# ① リスク分担

具体的なリスクの分担方法は、次の3点を基準としますが、個々の施設における

リスク分担については、各施設の設置目的や特性を踏まえ別添の「リスク分担の標準例」を参考に、協定において定めるものとします。

- ・ 市がすべてを負担
- ・ 指定管理者がすべてを負担
- ・ 双方が一定の割合で負担(リスク顕在化後に協議する場合、一定額までは 全額を指定管理者が負担し、超過部分を市が負担する場合を含む)

## ② 施設賠償責任保険への加入

市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や市の行う業務上の過失に起因する事故により、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対応するため、市では「全国市長会 市民総合賠償補償保険」に加入しています。

ほとんどの施設及び業務が対象となり、指定管理者が管理等する場合も含まれるとされていますが、医療施設、住宅施設、学校施設・保育所等の一部施設は対象外となり、また、医療業務、学校業務・保育業務等の一部業務も対象外となります。また、市の主催ではない行事等も対象外となりますので、必ず最新の「全国市長会市民総合賠償補償保険の手引き」を確認してください。

事故等が発生した場合には、指定管理者が管理等しているか否かにかかわらず、被害者は、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条(公務員の不法行為による損害の賠償)、同法第2条(公の営造物の瑕疵による損害の賠償)、民法(明治29年法律第89号)第715条(使用者責任)などに基づき市に対して損害賠償を請求することができます。請求に基づき市が賠償を行った場合で、指定管理者に帰責性があるときには、市は指定管理者に対して求償することができますが、指定管理者が損害賠償請求に対応する支払い能力を有しない場合も想定されることから、市は、指定管理者に委ねる業務や自主事業の有無なども考慮した上で、原則として「施設賠償責任保険」(指定管理者特約条項等の付いたもの)に加入することを指定管理者に求めることとします。

当該保険の加入手続き等については、指定管理者の費用負担により指定管理者を 記名被保険者、市を追加被保険者、利用者等を保険金請求権者として指定管理者が 加入手続きを行い、市は、保険の付保範囲、必要な補償内容、既加入の保険の内容 等を募集要項等で明記します。

# ③ 施設の定期点検

施設利用者等の安全確保のため及び施設の長寿命化を図るため、法定点検はもとより日常の施設点検は必要不可欠です。このうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条に基づく定期点検報告などについては、特定行政庁として有資格者に

よる対応が義務付けられていることから、施設所管課等は関係各課等と協議の上、 実施方法等適正な施設管理に留意することが必要です。

点検の実施について、指定管理者に行わせるとした場合には、民間事業者任せに することなく安全性の確保に特段の留意をする意味においても、その責任と役割分 担、費用負担などに関し両者十分に協議した上で、あらかじめ協定等に明確にする ことが重要です。

# ④ 災害等発生時の対応

自然災害への備えは、東日本大震災以降、自治体には「想定外」の対応とならないよう事前検討を十分に行い、対策を立てることが求められているところであり、 指定管理者制度による施設運営管理も、その例外ではありません。

そして、平成28年の熊本地震の際には、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、総務省から「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について(通知)」が出されていることも踏まえると、施設所管課等は所管施設が避難所に指定されている場合は、災害発生時における指揮命令系統や、避難所となった場合の指定管理者の役割分担などを、募集要項や協定にできる限り明確にしておくことが必要です。

また、所管施設が避難所に指定されていない場合においても、災害等の発生状況 によっては、臨時的に避難所となる可能性があることから、その場合の指定管理者 との連携協力に関して募集要項や協定に規定することが必要です。

その上で、協定で指定管理者と確認した役割分担については、総務部危機管理課 と連携し、地域の自主防災組織が行う避難訓練などの際に、あらかじめ周知するこ とが重要です。

# 3 指定管理者の募集及び選定について

# (1) 募集手続(指定手続条例第2条)

指定管理者の募集手続を始めるにあたり、事前に指定管理者制度検討委員会を開催 し、公募・非公募の設定や募集要項等の記載項目などについて協議・調整を行うこと とします。

# ① 公募・非公募の設定

指定管理者を募集する際は、選定過程の透明性を高めることができる点や、競争原理が働くことによる管理経費の縮減や管理運営基準の維持向上が期待できることから、原則として「公募」により行うこととします。

ただし、以下のような事由に該当する場合は、「非公募」による募集も可能としますが、その場合においては、指定管理者制度検討委員会において非公募の妥当性について施設所管課等から説明し、了承を得ることが必要です。

- ・ 地域の住民団体による管理が効果的であると判断する場合
- ・ PFI等の事業手法による選定事業者が、施設の管理運営も含めて一体的 に事業を行う場合
- ・ きわめて高い専門性を要し、該当する指定期間内において候補者が限定される場合
- ・ 選定を行う上で何らかの緊急性がある場合等、非公募にすることにその他 の合理的理由がある場合

# (2) 公募の方法等(指定手続条例第2条)

# ① 公募の時期

公募を行う場合は、その実施について広く周知するために必要な期間、及び応募団体が事業計画書等を作成するために必要と思われる期間等を踏まえ、施設所管課等と経営改革課において協議の上、決定します。

#### ② 募集期間

募集要項等の公表から締切りまでの期間については、応募を希望する団体が施設の設置目的や業務の範囲などを十分理解した上で事業計画書等の作成が行えるよう、おおむね1月程度の募集期間を設定することとします。

# ③ 公募に関する情報発信

指定管理者の公募に関する情報発信については、市のホームページに掲載する ほか、施設所管課等の窓口において提供(郵送による対応を含む)することとし ます。

また、事業への参加促進を図るため、募集要項等の公表後の早い段階で施設の現地説明会等を開催し、積極的な情報提供に努めることとします。

なお、応募者(応募予定者を含む)からの質問については、具体的な提案内容などの法人等の情報を除くすべての質問に回答し、公平性・透明性を確保する観点からすべての応募者にお知らせするとともに、ホームページにおいて公表します。

# (3) 募集要項等の記載項目(指定手続条例第2条)

## ① 施設の概要等

対象となる公の施設の概要(名称、所在地、施設・建物の概要)を明示します。 また、指定管理料の施設管理経費の算定資料として、可能な限り近年の利用状況 (利用者数の実績、光熱水費等)を公表することとします。

# ② 指定管理者が行う業務等

指定管理者に委ねる業務と、当該業務に最低基準等がある場合はその基準、及び自主事業を行う場合の留意事項を明示します。

# ③ 指定期間及び指定管理料

指定管理者として管理運営を委ねる期間と、当該期間における指定管理料の上 限額を明示します。

公の施設の指定管理者が管理を行う期間「指定期間」は、原則的に「3 年~5 年」の範囲内とし、公の施設を所管する市の担当課等で、最も合理的な対応ができるように個別に決定することとします。

ただし、PFI法に基づき、施設の設計、建築、維持管理及び運営までのすべてを民間企業等の団体に委ねる場合(PFI事業)などでは、原則の期間よりも長い指定期間を設定することも可能です。この場合においては、施設所管課等による中間評価の実施を条件とし、必要に応じて指定管理者候補者選定委員会への報告を求めることとします。

# ④ 応募に関する資格要件

施設の設置目的等を踏まえ、施設の管理運営を安定的かつ継続的に実施するための視点に立って、次の項目を募集要項上に規定することとします。

- ア 法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当するものでないこと
- イ 応募書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けていないこと
- ウ 木更津市税 (ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る)、法人税、消費 税及び地方消費税等の租税を滞納していないこと
- エ 代表者、役員又はその使用人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 若しくは第 198 条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者に該当しないこと

- オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反すると して、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していない 者に該当しないこと
- カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当しないこと
  - i. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号。以下「暴力段対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。
- ii. 役員等が暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。) もしくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき又は、 暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- iii. 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に 損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなど しているとき。
- iv. 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を 供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している とき。
- v. 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有 しているとき。
- vi. 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用する などしているとき。
- キ 労働保険(雇用保険・労災保険)及び社会保険(健康保険・厚生年金保険) に適正に加入していること
- ク 2 年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと(受けている場合は、必要な措置の実施について当該労働基準監督署に報告済みであること)
- ⑤ 提出を求める応募書類について

最低限、下記の書類を備えるものとします。その他、必要と思われる書類については、指定管理者制度を導入する施設の選定基準に合わせて求めてください。

- ア 指定管理者指定申請書
- イ 施設運営の理念・基本方針

- ウ 指定期間における施設での収支計画書
- エ 応募者の経営状況について分かる書類 決算報告書等。提出した税務署の押印があるものが望ましいと考えます。

# 才 納税証明書

新設会社の場合は、法人設置等報告書の控えとします。

- カ 定款
- キ 法人登記簿謄本(現在事項全部証明書) 応募申込日前3か月以内に発行されたものとします。
- ク 印鑑証明書 応募申込日前3か月以内に発行されたものとします。
- ケ 団体役員表 団体の役職にある個人の役職、氏名、生年月日を記載したものとします。
- コ 連合体構成団体一覧 連合体を構成した場合に必要です。構成団体の名称等を記載したものとしま す。
- サ 連合体協定書 連合体を構成した場合に必要です。連合体の名称等を記載したものとします。

### ⑥ 修繕費等の負担

施設・設備の点検及び修繕は、利用者等の安全確保の観点からしても不可欠な 業務であるとともに、この業務の費用負担割合によって指定管理料にも影響が出 てくることから、各施設の現状を踏まえ明確に規定することが必要です。

具体的には、「小破修繕」として指定管理料の範囲内において指定管理者に修繕させる場合の対象範囲等(1 件あたりの金額を基準とするのか、一定期間内の総額とするのか、上限金額を超えた場合の対応はどうするのかなど)の基準を明確にすることが重要です。(※予算及び事務処理の効率化を考慮すると、おおむね1件につき30万円、年間限度額50万円を超える場合は協議することを基準とします。)

また、安全確保のため義務付けられている法定点検等について指定管理者に行わせる場合には、民間事業者任せにすることなく、その責任と役割分担、費用負担などに関し両者十分に協議し、事故防止に万全を期すことが必要です。

その他の負担として、施設に勤務する職員の駐車場については、指定管理者が 用意するものとします。駐車場が用意できない場合のみ、施設利用者に支障のな い範囲で、使用台数を本市に申告し、施設の一部に駐車することを認めます。た だし、使用料金は指定管理者が負担することとします。

# ⑦ 雇用保険等の加入状況の確認

指定管理者として公の施設の管理運営をする上では、事業主として社会的責任を果たすことは当然です。労働者を1人でも雇用すれば労働保険(雇用保険及び労働者災害補償保険を総称したもの)へ加入することが必要となり、また従業員が常時いる法人事務所や、常時5人以上の従業員がいる事業所は、社会保険(健康保険及び厚生年金保険)の適用事務所となることから、募集受付の際に各種保険の加入状況を確認できる書類の提出を求めるものとします。

※社会保険への加入は年齢等によって加入の適用が異なる場合があり、また個人経営の場合には、従業員数に関係なく適用事業所に該当しない場合があることから、社会保険を適用しているか否か、非適用の場合には任意加入を行っているかなどについて把握することが必要です。

# ⑧ 市内雇用促進等への協力

市が進める持続可能なまちづくりにおける地域内循環を高めることを目的として、指定管理業務を行う上での人材採用の際に、市民優先雇用への協力を求めるとともに、修繕工事、植栽管理、清掃業務等の外部発注や物品等の調達の際に、市内事業所優先活用への協力を求めることとします。

# ⑨ 指定管理者候補者選定委員会の委員等との接触禁止

指定管理者選定手続きの公平性・透明性を確保するため、募集公表のときから 対象施設の指定管理者候補者が選定されるまでの間、当該選定に関して、指定管 理者候補者選定委員会の委員等との接触を禁止します。

# 4 指定管理者候補者の選定の手続等

## (1) 指定管理者候補者選定委員会及び指定管理者制度検討委員会の設置

指定管理者は、公の施設の日常的な運営管理を行うだけでなく、住民等からの使用申請に対する処分(使用許可等)を行うこととなり、かつ、その状況が中長期的に継続することとなります。そのため、指定管理者候補者を選定する場合には、選定手続の公平性・透明性を担保するとともに、公の施設の果たすべき機能を考慮しつつ、指定管理者候補者としての妥当性について選定することが必要です。

# ① 指定管理者候補者選定委員会

公の施設の所管課等において策定された、各施設の指定管理者募集要項及び指 定管理者選定基準に基づき指定管理者候補者の選定を行うため、市の職員、市民 の代表及び学識経験者により構成される指定管理者候補者選定委員会を市の附 属機関として設置します。

選定に関する基本的な考え方としては、各施設の設置条例において規定する業務について、指定管理者に求める具体的な基準を設定し、その基準に対する配点を、サービス向上と経費縮減のバランスにも十分配慮した上で募集要項において明確にし、各委員が付けた素点の合計値をもって採点する方式を原則とします。

なお、PFI等の事業手法により、施設整備と管理運営を一体事業として募集・ 選定を行う場合、事業所管課等は経営改革課と協議し、当該施設を指定管理者制 度により管理するときは、指定管理者候補者選定委員会の審議を経た上で、指定 に向けた手続きを行うこととします。

# ② 指定管理者制度検討委員会

指定管理者制度の統一的・効果的な運用を行うため「制度導入」「直営」「公募」「非公募」などの設定も含めた指定管理者制度の導入のあり方、施設所管課等が作成する募集要項や選定基準等の総合的な調整などに関して検討する庁内組織として、指定管理者制度検討委員会を引き続き存続させ、必要に応じて下部組織となる検討部会の設置についても、検討することとします。

# (2) 指定管理者候補者選定時の選定基準等(指定手続条例第4条)

指定管理者候補者の選定にあたっては、住民の平等利用の確保や、設置目的を達成する上で必要な管理能力などについて考慮し、住民サービスの質を落とすような単純な価格重視の競争入札にならぬよう、総合的に判断する必要があります。

なお、選定評価表(簡易型)を使用する場合は、当該施設の指定管理者募集に対する申請団体が選定委員会開催時に指定管理者業務を行っている団体のみであった場合及び既に他の審査等を受けている場合であって、簡易型により審査することが適当であると認められる場合とします。

#### 評価項目

おおむね次の項目を基に評価・選定を実施することとします。

なお、施設の特性や設置目的を踏まえ、別の項目を設定する場合や、以下の項目を効果的に評価するため、さらに細目を設定する場合なども考えられます。

- 団体の安定性、継続性
- · 団体運営の透明性、公正性

- 運営実績
- 指定管理料
- ・ 効率的運営、効率化への取り組み
- ・ 施設管理への意欲、熱意
- ・ 施設管理の安全性への配慮
- ・ 施設利用者への対応
- ・職員の育成
- 団体の理念、姿勢
- ・ 本市における団体の運営状況

# ② 指定管理料に関する価格点

指定管理料の縮減に取り組むことは望ましいものの、安いことのみをもって高評価とすることは制度趣旨に反することとなります。利用者サービスの向上につながる取組みや、安全確保のため必要となる日常点検の実施などに適切に経費を配分しているかなど、総合的に評価することが必要です。

そこで指定管理料に関する価格点と、自主事業や管理運営に関する取組み等の 提案点の配点(ウエイト)については、おおむね以下の表を基準に、施設所管課 等において指定管理者に求める管理運営のあり方などを踏まえ、合理的な範囲内 で設定するものとします。

配点の割合		₹₩ <b>/</b> ##					
価格点	提案点	評価					
50	50	価格を最も重視するケース					
40	60	<b>中間</b>					
30	70	· 中間値					
20	80	提案内容を最も重視するケース					

※価格点の割合をこれ以上高くした場合、価格重視の競争入札と変わるところがなく、指定管理者制度の趣旨を損なうおそれがあるため、価格点:提案点が50:50を「価格を最も重視するケース」と捉えることとします。

# ③ 民間からのアイデア提案等に関する評価項目の設定

利用者へのサービス向上を図る上では、民間事業者のノウハウやアイデア提案を活用することが効果的であると考えることから、施設の状況に応じた空きスペ

ースの活用や、利用率やサービス向上につながる自主事業に関する提案などを募り、評価することを検討します。

なお、この提案を実施するための経費については、原則として指定管理料の範 囲内で対応することとなります。

一例としては、法第238条の4第2項第4号、財務規則第231条、法第238条の4第7項の規定などから、施設の設置目的等を踏まえ合理的に考えて、利用者の利便性の向上につながるような物販などの提案が考えられます。

※この場合は、行政財産の貸付に係る契約や、単年度ごとの行政財産の目的外 使用許可に関する申請が、別途必要となります。

# ④ 安全確保及び災害発生時の取組み等への評価項目の設定

利用者の安全確保や施設の適切な維持管理を行う上では、有資格者による法定 点検の実施や日常におけるこまめな小破修繕等が重要となります。また、公の施 設という性格上、施設によっては災害発生時に避難所としての対応が必要となる ことも想定され、現に平成28年4月の熊本地震の際には、スムーズな対応がで きなかった例もあるという報告もあることから、指定期間における安全確保のた めの取組み姿勢や、本市の地域防災計画を踏まえた避難所運営、地域と連携した 日常的な防災への取組みに関する考え方などについての評価を検討することと します。

## ⑤ 市内事業者等の参入機会増大のための加点

持続可能なまちづくりを推進する目的で、市内事業者等の指定管理者制度への参加機会を拡充し、地域内循環を高めることは有意義であることから、施設所管課等において対象施設の特性などを考慮した上で、市内事業者等の場合には、選定審査時に当該市内事業者等の総合計点の5%を上限に、加点することができるものとします。

なお、加点を実施する場合は、市内事業者等の定義及び加点率をあらかじめ募 集要項にその旨を明確にすることが必要です。

- 例)・市内に本社がある場合は、5%の加点。
  - ・市外に本社があり、市内に契約権限を委任された支社(営業所)等がある場合は、3%の加点。
  - ・共同事業体を構成し、構成団体の代表が、市内に本社があり、構成団体全部が市内に本社のある場合は、5%の加点。それ以外は、4%の加点。構成団体の代表が市外に本社があり、構成団体のうちに市内に本社がある団体があれば、3%の加点。

	代表の本社所	構成団体の	本社所在地	契約権限を委任され	総合計点
	在地	本社所在地		た支社等所在地	への加点
単体	_	_	市内	問わない	5%
<del>半</del>	_	_	市外	市内	3%
# 日 甫	市内	全団体が市内	_	-	5%
共同事	어마	それ以外	_	-	4%
業体等	市外	一部団体が市内	_	-	3%

# ⑥ 応募団体が1団体のみの場合の取り扱い

指定管理者の募集に対し、応募した団体が1団体のみであった場合(非公募による場合を含む)においても、当該団体の管理運営能力が十分であるか審査する必要があることから、指定管理者候補者選定委員会での審議を経た上で選定することとします。

そのため、募集要項等に「他の応募者がいない場合においても、指定管理者候 補者選定委員会での審議を経て選定する」旨を記載することとします。

# ⑦ 指定管理者の法人格等変更時の取り扱い

指定管理者指定に指定された団体が、団体の合併やNPO等の法人格取得など 団体の法人格に変更が生じた場合は、原則として指定管理者を再指定することが 必要であり、議会での議決を要することとなります。

ただし、団体の名称のみが変更された場合など、団体としての同一性が保持されている場合には、再指定の手続きを要しません。

## ⑧ 公の施設の大規模な増改築等の取り扱い

指定管理者が管理を行っている公の施設について、設置条例の改正を行い「管理基準」および「業務の範囲」が大幅に変更となるような増改築等を実施する場合には、当該条例改正とともに、適正な施設管理を担保するため、原則的に指定管理者再指定の手続き※を行うこととします。

※募集(非公募を含む)、指定管理者候補者選定委員会による審議・選定、指定 議案の上程、新たな債務負担の設定、基本協定等の変更等

# (3) 施設所管課等の役割

指定管理者制度を導入する目的は、施設の設置目的の効果的・効率的な達成であることから、施設所管課等は、募集要項等に市としてどのような施設運営を創り出したいのかを明確にするとともに、資料 2・3 を参考に指定管理者候補者選定時の「選定評価表」を作成し、指定管理者制度検討委員会での審議を経た上で募集を行うことが必

# 要です。

また、指定管理者候補者選定委員会は、限られた日程の中で開催することから、選定委員の評価作業を効率的に行っていただくためにも、目指すビジョンや重視する視点を基に、各評価項目に対する応募者の提案要旨一覧表などを整備し、応募資料と同時に各委員へ配布できるよう努めることとします。

# 5 協定の締結等について

## (1) 協定に盛り込む事項(指定手続条例第7条第2項)

公の施設の設置者である市と、管理を行う指定管理者の関係について明確にすると ともに、指定管理者制度の有効な導入、運用を行うため、おおむね次の事項を協定内 容に盛り込むこととし、指定管理者と信義誠実な関係を保つよう努めることとします。

- ・ 公の施設で実施する事業計画に関する事項
- ・ 事業計画が達成されなかった場合の対応に関する事項
- ・ 市が支払う指定管理料に関する事項
- 利用料金に関する事項
- 事業報告に関する事項
- ・ 市による指示・指導に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・ 管理業務を行う上で保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ・ 公の施設で事故が発生した場合の対応に関する事項
- ・ 指定管理者が変更となる場合の引継ぎに関する事項
- モニタリングに関する事項

## (2) 指定管理料の支払いについて(指定手続条例第7条第2項第4号)

指定管理料の支払いについては、施設の管理運営に必要な資金繰りが円滑に行えるよう支払時期等に関するルールを市と指定管理者が協議し、協定に規定することとします。

また、指定管理料の「精算」は、次のような場合を除き原則的に行わないものとします。

· 予定していた事業が実施されなかった場合

- 消費税率改正の適用時期が変更された場合
- ・ 市が一括契約している電力需給契約の変更等により大幅な影響が生じた場合 (該当施設に限り、両者協議し決定することとします。)
- ・ 新規開設施設の光熱水費等に関して一定期間を精算対象とする場合
- ・ 指定管理者が施設内の敷地を職員駐車場として使用した場合

## (3) 光熱水費の取り扱い(指定手続条例第7条第2項第4号)

市では、経費縮減の取組みとして電力自由化を契機に、公共建築物をいくつかの グループに分け電力需給契約の入札を実施し、新電力会社等と契約を行っています。 対象施設には指定管理者が管理を行う施設も含まれており、支払事務を市が行う場 合と指定管理者が行う場合があることから、支払事務をどちらが行うかについて両 者が確認した上で、協定において明確にすることとします。

# (4) 利用料金制の導入(指定手続条例第7条第2項第2号)

利用料金制は、指定管理者が魅力的な施設運営をすることによる経営努力が直接 反映されやすい制度であるため、その導入を積極的に進めていくこととします。

この場合の指定管理者の収入となる利用料金については、個々の条例によりその 上限額、あるいはその額の範囲を定めることとし、当該条例で規定される額の範囲 内において指定管理者が市と協議の上決定することとなります。

利用料金収入の変動に関するリスク分担は、指定管理者の責めに帰さない大規模な外的要因によるものでない限り、減収となった場合であっても指定管理者の負担とすることを原則とする旨を募集要項に示すとともに、収入が過大であると認められる場合の対応も含め市と指定管理者双方協議の上、協定において明確にすることとします。

指定管理者が変更となる場合の利用料金収入の帰属については、原則として発生 主義を採用し、実際に収納された時点ではなく、支払の原因が発生した時点で指定 管理者であった団体に帰属するものとします。

また、回数券や定期券などを活用している施設については、利用者の権利関係に も影響することから、指定管理者変更によって利用者に不利益が生じることがない よう、市と新旧指定管理者が協議し対応する旨を協定において明確にすることとし ます。

## (5) 指定管理者の指定の取消等(指定手続条例第7条第2項第5号)

指定管理者は「指定」という行政処分を受けて施設の運営管理を行っているため、 法第244条の規定に違反した場合や、経営状況の悪化などによって施設の適正な管 理に重大な支障が生じるおそれがある場合など、指定管理者の責に帰する事由がある場合にのみ指定の取消し等を行うこととなります。

また、指定管理者は一方的に「辞退」することはできず、仮に、指定取消しに関する申出等があった場合には、指定管理者との協議を経て市がその処置を決定することとなります。

全国的にみると、民間事業者自体の経営不振などにより、指定の辞退を申し出る 事例も少数ながら生じていることから、選定にあたっては厳格な審査を行うことは もとより、協定において撤退の防止策となる違約金や損害賠償の規定をするととも に、指定の取消しを受けた場合には、一定期間 (3~5 年程度) 参画できない旨の規 定を明確にすることとします。

# (6) モニタリング及び評価について(指定手続条例第8条・第9条)

モニタリング及び評価の目的は、管理運営上の課題等を発見し、それをフィード バックさせることにより施設の管理運営状況を向上させることにあります。

# ① 指定管理者による自己評価

施設の管理運営が仕様書や協定書の内容に沿って行われているか、また目指す ビジョンや重点取組み視点の達成状況はどうかなどについて、指定管理者は原則 として定期的(年1回等)に自己点検を行い、その結果を事業報告書の一部とし て提出するよう協定書に規定します。

# ② 施設所管課等による評価

施設所管課等においては、評価を適切に行うためにも、定期的なミーティング等を開催し、必要な情報伝達等を確実に行うとともに、課題点・問題点等の共通認識の共有に努め、施設の管理運営状況を把握することが重要です。

法第244条の2第7項において「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。」と規定しており、これを受けた施設所管課等は、記載項目を基に管理運営状況の確認を行うことが必要であり、その結果については、当該指定管理者に提示するとともに、積極的な公表に努めることとします。

なお、事業報告書には、おおむね以下の項目を記載することとします。

- 施設管理経費の支出状況
- ・施設管理運営の実施状況(施設の管理状況、施設点検の状況及び結果、自主事業の実施状況等)
- 施設使用料(利用料金を含む)の収入状況

- 施設の利用実績(利用者数、自主事業への参加者数等)
- 備品の管理状況(備品台帳との突合せ等)
- ・ 指定管理者による自己評価結果 (アンケート等を含む)

# ③ 利用者等による評価

施設利用者の意見を反映することにより、施設の管理運営の改善を効果的に行えると考えることから、施設の特性に応じて、利用者満足度調査の実施など施設利用者の意見等を的確に反映できる評価手法を検討することとします。

- ・ 施設利用者の代表による施設運営改善のための会議
- ・ 施設利用者を対象とした満足度等のアンケート
- 電話、FAX、意見箱等で寄せられる利用者等からの意見や要望

# ④ 第三者による評価

指定管理者は、原則として指定期間の中間時点において、指定管理者の負担により、施設運営に関する第三者評価を実施するよう努めるものとします。

## (7) 印紙税について

指定管理者制度における「指定」は、契約ではなく「行政処分」とされており、また「協定書」については、その行政行為の附款として位置付けられます。そして、協定書の内容は、印紙税法(昭和 42 年法律第 23 号)において課税対象となる「請負に関する契約書」の「請負」には該当しないことから、印紙の貼付は原則的に不要となります。※(PFI事業契約は除く)

### 6 PFI事業との関係について

## (1) PFI事業と指定管理者制度

PFI法に基づく施設整備手法は、指定管理者制度が導入される以前からありましたが、指定管理者制度が導入されたことによってPFI事業者に以下のようなことを含めて委ねることができるようになり、民間事業者のインセンティブが高められました。

しかし、PFI法に規定する契約と指定管理者制度における指定とは異なる制度による手続きであることから、一方の手続きで他の手続きを自動的に兼ねるということはできません。そのため、手続きとして必要なPFI契約に関する議決、公の施設の設置条例及び指定管理者の指定等の議決のタイミングについては、留意が必要です。

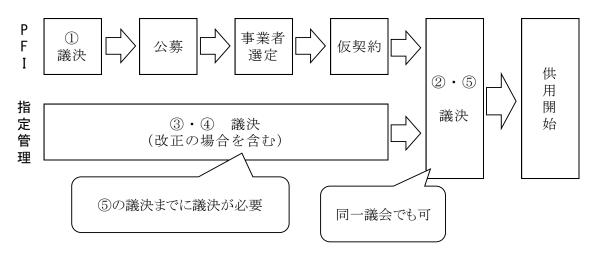
# 【指定管理者制度により可能となった手続き】

- ・利用者からの料金を自らの収入として収受すること
- ・条例により定められた枠の中で、料金の設定を自治体の承認を得て行うこと
- ・施設の使用許可を行うこと

# 【PFI事業と指定管理者制度 それぞれで必要な議決事項】

PFI事業	指定管理者制度
① 債務負担行為の設定	<ul><li>③ 公の施設の設置管理条例の制定等</li><li>④ 指定管理者の指定手続等条例の制定等</li></ul>
② PFI事業契約の締結	<ul><li>⑤ 指定管理者の指定・債務負担行為の設定</li><li>※④は制定済み</li></ul>

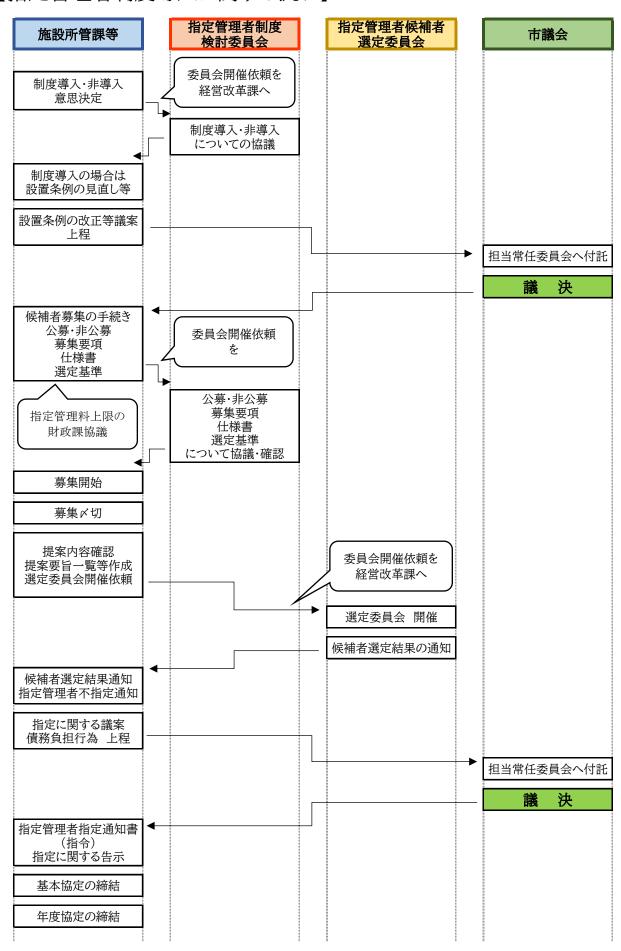
# 【両制度と必要となる議決のタイミング】



※参考文献(指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引【改訂版】第一法規)

	1		 台	担 者	
   リスクの種類	リスクの内容				化中华田老
		卡	指定 管理者	分担 (協議)	指定管理者 (負担限度付)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	0			
初脚支到	それ以外のもの		0		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		0		
貝亚酮连	金利上昇等による資金調達費用の増加		0		
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			0	
	消費税(地方消費税を含む)税率等の変更			0	
税制変更	法人税・法人市民税率等の変更		0		
	それ以外で管理運営に影響するもの			0	
= 大=刃= 7 华	市が取得すべき許認可等が取得・更新されない ことによるもの	0			
許認可等	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新 されないことによるもの		0		
管理運営内容の	市の政策による期間中の変更	0			
変更	指定管理者の発案による期間中の変更			0	
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開 始の延期		0		
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			0	
而女友到	それ以外のもの		0		
	市に帰責事由があるもの	0			
管理運営の中断・  中止	指定管理者に帰責事由があるもの		0		
-	それ以外のもの			0	
	指定管理者に帰責事由があるもの		0		
  施設等の損傷	指定管理者が設置した設備・備品		0		
	それ以外のもの(上段:1件当たり、下段:年間合計)				〇〇万円 〇〇万円
_	市に帰責事由があるもの	0			
利用者等への	――――――――――――――――――――――――――――――――――――		0		
損害賠償	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三 者等に帰責事由があるもの			0	
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備によるもの	0			
<b>スコナナ ツ</b>	不可抗力による施設・設備の復旧費用	0			
不可抗力 ※ 	不可抗力による管理運営の中断			0	

※ 不可抗力 : 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど



# 木更津市○○○○(施設名) 指定管理者候補者選定評価表【○○○○株式会社】

【標準例】

選定基準 審査(評価)基準		配点			採点	(()でE	目む)		採点の参考とする事項等
(条例規定事項)	甘且(町岬/坐十	11000000000000000000000000000000000000		а	b	С	d	е	
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用 者の平等な利用の確保に配慮されたものであること (指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	10	点	10	8	5	2	0	·事業計画書
CIACO SOCIEDA O PROPERTO CONTRACTOR CONTRACT	(2) 利用者の平等な利用の確保について	10	点	10	8	5	2	0	
	小 計	20	点				,	点	
	(1) 施設の設置目的との適合性について	4	点	4	3	2	1	0	・事業計画書
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮する ものであること	(2) 利用者に対するサービスの向上について	5	点	5	4	3	2	0	・収支計画書
(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	4	点	4	3	2	1	0	
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	4	点	4	3	2	1	0	
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	5	点	5	4	3	2	0	
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	4	点	4	3	2	1	0	
	(7) 事業計画の実現可能性について	4	点	4	3	2	1	0	
	(8) 指定管理料の相対的評価について	40	点					点	別の計算による 中間点(20点)
	小 計	70	点				5	点	
	(1) 施設管理への意欲、熱意について	5	点	5	4	3	2	0	・団体の経営状況
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産 その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	5	点	5	4	3	2	0	を説明する書類 ・団体の組織及び
みがあること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	5	点	5	4	3	2	0	概要を記載した書 類 ・事業計画書
	(4) 団体の安定性、継続性について	10	点	10	8	5	2	0	・収支計画書
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	5	点	5	4	3	2	0	]
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	5	点	5	4	3	2	0	1
	(7) 収支計画の実現可能性について	5	点	5	4	3	2	0	1
	小 計	40	点				5	点	
4 その他別に定める基準	(1) 社会的弱者への対応について	10	点	10	8	5	2	0	・事業計画書
(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	小 計	10	点				,	点	
A	計点数	140	点				ŗ	点	

※採点基準 【a】優秀である(高度の能力を有している) 【b】満足できる(十分な能力を有している) 【c】平均的である 【d】物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) 【e】劣っている(まかせることが不安である)

<sup>※</sup>総合計点に、市内事業者等の参入機会増大のための加点(別の計算による)を行い、最終的な点数とします(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)。

木更津古〇〇〇〇(佐部名)、七字等理学伝・ ※シートの保護をかけています。	术 <b>学</b> 强中部体主[/	○○○株式会社】								【標準例】		配点は、必要に
・黄色のセルは修正可能です		審査(評価)基準	配点	į.		採点	(OC	助む)ー		採点の参考とする事項等	ĺ	※ドロップダウ
・行挿入等の必要があれば、以下を選抜	ロレケノださい	H = (11 m) = 1	щол		4	b	С	d	е			
1 事者の平 (指定: →「ホーム/セル→書式/シート保護の例		を勢についる 審査基準は、施設の特徴を考慮し、 は、利用 必要に応じて修正してください。 案された 理呂カ町からおしているか	10	点	10	8	5	2	0	·事業計画書		必要に応じ修正
(JEAC: 11 - 1) - 11 - 11 - 11 - 11 - 11 - 11	11.5.2	用の確保について	10	点	10	8	5	2	0			配点の基準は力
		小計	20	点					点			格点を参照して
	(1) 施設の設置目的と	との適合性について	4	点	4	3	2	1	0	·事業計画書 ·収支計画書		
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること		ナービスの向上について	5	点	5	4	3	2	0	・収支計画書		配点の割合
(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)		が増への取組みについて <u></u>	4	点	4	3	2	1_	O			価格点 提案点
		的な提案の有無について	4	点	4	3	2	1	0			50 50
		営、効率化への取組みについて	5	点	5	4_	3	2	0			40 60
		生への配慮について	4	点	4	<u>3</u>	2	1	0			30 70
	(7) 事業計画の実現可	可能性について	4	点	<b>4</b>	3	2	1	0	別の計算による	l	20 80
	(8) 指定管理料の相対	対的評価について	40	点					点	中間点(20点)		
		小計	70	点					点	T I-DAR (LOAR)		応募団体の点数
	(1) 施設管理への意欲	次、熱意について	5	点	5	4	3	2	0	・団体の経営状況		15
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見	(2) 類似施設等の管理	<b>里運営実績等について</b>	5	点	5	4	3	2	0	・団体の経営状況 を説明する書類 ・団体の組織及び		「4 その他別に応じ修正してく
込みがあること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(3) 安定的な運営が可能に対している。 (3) 安定的な運営が可能に対している。 (3) 安定的な運営が可能に対している。 (4) おいました。 (4) おいました。	可能となる人的能力(管理運営方式)について 、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	5	点	5	4	3	2	0	概要を記載した書類・事業計画書・収支計画書		また、必要に応 ※シートの保護
	PAS CITATOR PAS CONT	Charles children against the control (1996) 11 the control (1996)								・収文計画書		「ホーム/セル
	(4) 団体の安定性、継		10	点	10	8	5	2	0			配点は必要に応
	(5) 団体の運営の透明		5	点	5	4_	3	2	0		1	選んだ配点数に
		と管理計画の整合性について	5	点	5	4	3	2	0			《注意点》
	(7) 収支計画の実現可		5	点	-5	4	3	2	0		1	<ul><li>・行を追加した</li></ul>
	(a) 11 A (1 == ±4	小計	40	点					点	古光打平	ļ	反映すること・小計を確認す
4 その他別に定める基準 (投資・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(1) 社会的弱者への対		10	点	10	8	5	2	0	·事業計画書		-7.01 C h### A
(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)		小 計	10	点					点		1	

140 点

※採点基準 [a]優秀である(高度の能力を有している) [b]満足できる(十分な能力を有している) [c]平均的である [d]物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) [e]劣っている(まかせることが不安である)

※総合計点に、市内事業者等の参入機会増大のための加点(別の計算による)を行い、最終的な点数とします(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)。

合 計 点 数

に応じ修正してください。 ウンリスト(10、5、4)から選択

#### 泟・追記してください。

はガイドライン第4項(2)の②指定管理料に関する価 、てください。

配点の	D割合	and free		参	考	
価格点	提案点	評価		価格点 数	提案点 数	合計点
50	50	価格を最も重視するケース	$\rightarrow$	100	100	200
40	60	中間値	$\rightarrow$	65	100	165
30	70		$\rightarrow$	40	100	140
20	80	提案内容を最も重視するケーフ	$\rightarrow$	25	100	125

#### 数を入力してください。

別に定める基準」については、「審査(評価)基準」の内容を必要に てください。 応じて行も挿入し、項目を追加してください。 護護をかけているため、行挿入する場合には、 ル/書式/シートの保護の解除」を選択してください。

こ応じてドロップダウンリスト(10、5、4点)から選択してください。 対により、採点数へ自動反映されます。

た場合は、採点欄(E~J列)をコピーし、追加した行にペーストし

すること(SUMの範囲修正)

合計点に上限等決まりはありません。

# 木更津市○○○○(施設名) 指定管理者候補者選定評価表【○○○○株式会社】 【簡易型】

選 定 基 準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	採点 (○で囲む)	採点の参考と する事項等
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること(指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	可・否	・事業計画書
2 事業計画書の内容が施設の 効用を最大限に発揮するも のであること (指定手続等に関する条例 第4条第1項第1号)	<ul><li>(1) 施設の設置目的との適合性について</li><li>(2) 利用者に対するサービスの向上について</li><li>(3) 利用促進、利用者増への取組みについて</li><li>(4) その他新規、魅力的な提案の有無について</li><li>(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて</li><li>(6) 施設管理の安全性への配慮について</li><li>(7) 事業計画の実現可能性について</li></ul>	可・否	・事業計画書 ・収支計画書
3 申請団体が公の施設の管理 を安定して行う人員、資産 その他の経営の能力を有し ており、又は確保できる見 込みがあること (指定手続等に関する条例 第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	可・否	・団体の経営状況 を説明する書類 ・団体の組織及び 概要を記載した 書類 ・事業計画書 ・収支計画書
4 その他別に定める基準 (指定手続等に関する条例 第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	可・否	・事業計画書
	総合評価	F	可・否

※採点基準 【可】優秀である(高度の能力を有している)、又は満足できる(十分な能力を有している)、又は平均的である場合 【否】物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)、又は劣っている(まかせることが不安である)場合

## 木更津市〇〇〇〇(施設名) 指定管理者候補者選定評価表【〇〇〇〇株式会社】 【簡易型】

選 定 基 準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	採点 (○で囲む)	採点の参考と する事項等	
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用 者の平等な利用の確保に配慮されたものであること (指定手続等に関する条例 第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	可・否	・事業計画書	
2 事業計画書の内容が施設の 効用を最大限に発揮するも のであること (指定手続等に関する条例 第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	可・否	·事業計画書 ·収支計画書	
3 申請団体が公の施設の管理 を安定して行う人員、資産 その他の経営の能力を有し ており、又は確保できる見 込みがあること (指定手続等に関する条例 第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	可・否	・団体の経営状況 を説明する書類・ ・団体の組織及 ・団体の組織及た 書類・事業計画書 ・収支計画書	「4 その他別に定める基準」については、「審査(評価)基準」の内容を必要に応じ修正してください。 また、必要に応じて行も挿入し、項目を追加してください。
4 その他別に定める基準 (指定手続等に関する条例 第4条第1項第3号)	(7) 収支計画の実現可能性について (1) 社会的弱者への対応について	可·否	・事業計画書	лиосхием.
	総合評価	Ē	可・否	

※採点基準 [可]優秀である(高度の能力を有している)、又は満足できる(十分な能力を有している)、又は平均的である場合 [否]物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)、又は劣っている(まかせることが不安である)場合

○木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年6月27日条例第17号

木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第4項 の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募等)

- 第2条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている公の施設(以下「指定施設」という。)の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて市長等が合理的な理由があると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 指定施設の概要
  - (2) 申請することができる団体の資格
  - (3) 申請することができる期間
  - (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
  - (5) 第4条第1項の規定により同項に規定する指定候補者を選定する基準
  - (6) 指定管理者が行う管理の基準
  - (7) 指定管理者が行う業務の範囲
  - (8) 指定施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が指定する事項
- 2 市長等は、前項ただし書の規定により団体を公募しないときは、指定管理者として適当と認める団体に対し、同項各号に掲げる事項を明示し、次条の規定による申請をするよう求めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

- 第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長等に申請しなければならない。
  - (1) 指定施設の管理に係る事業計画書

- (2) 指定施設の管理に係る収支計画書
- (3) 申請団体の経営状況を説明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類 (指定候補者の選定)
- 第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる選定基準に照らして審査し、 適当と認める申請団体を指定管理者の候補となる団体(以下「指定候補者」という。)として選 定するものとする。
  - (1) 前条第1号の事業計画書の内容が、利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであり、 かつ、指定施設の効用を最大限に発揮するものであること。
  - (2) 前条第2号の収支計画書及び同条第3号の経営状況を説明する書類から、指定施設の管理を安定的に行う人員、資産その他の経営の能力を有している、又は確保できる見込みがあると認められること。
  - (3) その他市長等が指定施設の設置目的に応じて別に定める基準を満たしていること。
- 2 市長等は、前項の規定による選定と同時に、申請団体のうち指定候補者以外の団体(以下「非 選定者」という。)を指定管理者に指定しない旨の決定をするものとする。
- 3 市長等は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の決定をし、非選定者の中から指定候補者を選定することができる。
- 4 前項の場合において、市長等は、同項の規定による選定前に、指定候補者に選定しようとする 非選定者に対する第2項の決定を取り消すものとする。

(指定管理者の指定)

- 第5条 市長等は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が議会において議決されたときは、 速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定するものとする。
- 2 市長等は、前項の議案が議会において否決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理 者に指定しない旨の決定をするものとする。

(指定管理者の指定等の告示)

第6条 市長等は、指定管理者の指定をしたとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(協定の締結)

- 第7条 指定管理者は、指定期間の開始前に、市長等と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。
- 2 前項の規定による協定で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - (1) 第3条第1号の事業計画書に関する事項
  - (2) 指定施設の利用料金に関する事項
  - (3) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
  - (4) 市が支払うべき指定施設の管理費用に関する事項
  - (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - (6) 指定施設の管理に関し保有する個人情報(木更津市個人情報保護条例(平成11年木更津市 条例第4号)第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の保護に関する事項
  - (7) 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理の状況に関し必要に応じて報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(事業報告書の作成及び提出)

- 第9条 指定管理者は、法第244条の2第7項に規定する事業報告書の提出をするときは、その管理する指定施設に関する次に掲げる事項を記載し、毎年度終了後60日以内に市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定期間が終了したとき、又は同条第11項の規定により指定を取り消され、若しくは年度末を含む期間の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その処分等の日から起算して60日以内とする。
  - (1) 指定施設の管理業務の実施状況
  - (2) 指定施設の利用状況
  - (3) 指定施設の管理経費の収支状況
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定期間が終了したとき(当該指定期間の終了後引き続き指定管理者 に指定された場合を除く。)、又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消され、若 しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 指定管理者は、故意若しくは過失により管理する指定施設若しくはその設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(市長等による管理)

第12条 市長等が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、指定施設の管理の業務の全部又は一部を他の条例の規定にかかわらず、市長等が自ら行うものとする。この場合において、他の条例中「指定管理者」とあるのは、「市長」又は「教育委員会」と読み替えるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第13条 指定管理者は、指定施設の管理に関し保有した個人情報を取り扱う場合については、保有 した個人情報の改ざん、滅失、き損及び漏えいの防止その他の保有した個人情報の適正な管理の ために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者の役員及び職員並びに指定管理者が管理する指定施設の業務に従事している者(次項において「従事者」という。)は、当該業務に関し知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、 又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前項の規定は、指定管理者の指定期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後も、また、同様とする。

(情報の公開に関する措置)

第14条 指定管理者は、市が木更津市情報公開条例(平成12年木更津市条例第4号)に基づき行う情報の公開に留意しつつ、団体の基本方針、運営状況、財務状況等の情報の公開に関し必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関設置条例の一部改正)

2 附属機関設置条例(昭和34年木更津市条例第28号)の一部を次のように改正する。

1	別表に次のように加える。						
1	指定管理者候	公の施設を管理する指定管理	会長	1	市民の代表	9人以内	3年
1	補者選定委員	者の候補者を選定するため調	副会長	2	学識経験者		
-	会	査、審議すること	委員	3	市の職員		

○木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年6月27日規則第32号

改正

平成20年9月30日規則第33号 平成27年12月16日規則第83号

木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年木 更津市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公募の方法)

第3条 条例第2条第1項の規定による公募は、市広報紙への掲載、市ホームページへの掲載その 他適切な方法により行うものとする。

(指定申請書)

第4条 条例第3条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(別記第1号様式)によるものとする。

(条例第3条第4号の規則で定める書類)

- 第5条 条例第3条第4号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 申請団体の組織及び概要を記載した書類
  - (2) 申請団体の役員名簿
  - (3) 申請団体の定款、規約又はこれらに類する書類
  - (4) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
  - (5) その他市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)が必要と認める書類 (選定結果等の通知)
- 第6条 市長等は、条例第4条第1項又は第3項の規定により指定候補者を選定したときは、指定 管理者候補者選定結果通知書(別記第2号様式)により、当該指定候補者に通知するものとする。
- 2 市長等は、条例第4条第2項若しくは第3項又は第5条第2項の規定により指定管理者に指定 しない旨の決定をしたときは、指定管理者不指定通知書(別記第3号様式)により、当該非選定 者又は当該指定候補者に通知するものとする。

3 市長等は、条例第4条第4項の規定により決定を取り消したときは、指定管理者不指定取消通 知書(別記第4号様式)により、当該非選定者に通知するものとする。

(指定通知書)

第7条 市長等は、条例第5条第1項の規定により指定候補者を指定管理者に指定したときは、指 定管理者指定通知書(別記第5号様式)により、当該指定候補者に通知するものとする。

(指定の取り消し等の通知)

- 第8条 市長等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取り消しを決定したときは、指定管理者指定取消通知書(別記第6号様式)により、当該指定管理者に通知するものとする。
- 2 市長等は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者に係る管理の業務の全部又は 一部の停止を命ずるときは、指定管理者業務停止命令書(別記第7号様式)により、当該指定管 理者に通知するものとする。

(指定等の告示)

- **第9条** 条例第6条の規定による告示は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる事項 について行うものとする。
  - (1) 指定管理者の指定をしたとき。
    - ア 管理させる公の施設の名称
    - イ 指定管理者の名称及び所在地
    - ウ 指定期間
  - (2) 指定管理者の指定を取り消したとき。
    - ア 管理させていた公の施設の名称
    - イ 指定を取り消した法人その他の団体の名称及び所在地
    - ウ 指定を取り消した日
  - (3) 指定管理者に業務の停止を命じたとき。
    - ア 管理させている公の施設の名称
    - イ 指定管理者の名称及び所在地
    - ウ 業務の停止を命じた期間
    - エ 業務の停止を命じた内容

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則(平成20年9月30日規則第33号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。(後略)

**附 則**(平成27年12月16日規則第83号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

改正

平成17年3月31日告示第65号 平成17年4月26日告示第98号 平成19年3月30日告示第77号 平成22年3月31日告示第81号 平成27年3月20日告示第62号 令和2年4月16日告示第145号

木更津市指定管理者制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 木更津市の管理する公の施設について調査、検討等を行い、指定管理者制度への円滑な移 行及び指定管理者制度の効果的な活用を図るため、木更津市指定管理者制度検討委員会(以下「委 員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 木更津市が管理する公の施設の管理状況の調査
  - (2) 各施設の指定管理者制度導入の可能性に関する調査及び検討
  - (3) 指定管理者の募集及び候補団体の決定の基準に関する検討
  - (4) 指定管理者選定基準等に関し、必要な総合調整

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

(委員長)

- 第4条 委員長は、市長公室次長の職にある者をもって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指 名する者がその職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、公の施設を管理している部等の次長相当職の職員のうちから委員長が選任した者 とする。 (会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、主宰する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長公室経営改革課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

**附** 則(平成17年3月31日告示第65号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成17年4月26日告示第98号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第77号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月31日告示第81号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成27年3月20日告示第62号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月16日告示第145号)

この告示は、公布の日から施行する。